



# これが悪質商法

## 消費者トラブル多発警報発令中!

『悪質商法』とは悪質業者が様々な手口によって、取り引きについての知識や経験の乏しい消費者を強引な方法を用いたり言葉巧みに勧誘して、商品売りつけたり金銭をだまし取ったりする商法のことです。

このような悪質商法によるトラブルは年々増加し続けており、その手口もますます巧妙化しています。

悪質業者はいつもあなたを狙っています。ここに紹介するのはその一部ですが、悪質商法の実態とその対処方法を知って、被害にあわないように気をつけてください。

## あの手この手の悪質商法

### 架空請求・不当請求

利用した覚えのない有料サイトの利用料や借りた覚えもない未払い代金などを手紙やハガキ、電子メールなどで請求する「架空請求」の被害やトラブルが多発しています。

債権回収業者を名乗り「裁判」や「差し押さえ」、「強制執行」などという不安を感じさせる文言で脅したり、公的機関や弁護士事務所などを装ったケースもあり、不安にかられて連絡すると、思わぬトラブルに巻き込まれます。

### アドバイス

身に覚えのないものは支払う必要はありません。請求には応じず無視することが大切です。悪質業者の目的は電話をかけさせる

ことです。電話をかけた時点から架空請求が始まります。絶対に連絡しないようにしましょう。

万一、悪質業者から連絡があっても、個人情報(氏名・住所・勤務先など)を教えるのは危険です。脅迫的な請求や暴力的な取り立てを受けた場合は、警察に相談しましょう。

### 携帯電話のワン切り

知らない間に携帯電話に残っていた着信履歴に電話をかけると、アダルト番組の案内テープにつながり、料金を請求される被害が多発しています。

### アドバイス

心当たりのない電話番号に、かけ直すことはやめましょう。

### 送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。なかには、福祉目的をうたって商品を買わせたり、代金引換郵便を悪用したものもあります。

### おもな商品・サービス

紳士録、ビデオソフト、画集など

### アドバイス

送られてきた商品は、業者からの一方的な契約の申し込みなので、消費者が承諾しなければ売買契約は成立しません。商品が届いた日から14日間(引き取り請求した場合その日から7日間)は原則的に保管しなければなりません。業者が「商品を取りに行く」と言ってきた場合に備えましょう。その後は自由に処分できますが、保管期間中に商品を使うと購入の承諾とみなされ、代金の支払義務が発生します。

### キャッチセールス

繁華街や駅などの路上でアンケート調査などと言って呼び止め、営業所や喫茶店に連れて行き、応じない限り開放しない雰囲気にして、商品やサービスの契約をさせる商法です。

### おもな商品・サービス

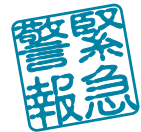
化粧品、美容サービス、健康食品、アクセサリー、絵画など

### アドバイス

エステ体験や展示会、アルバイトなどの名目で声をかけてくる場合もあります。安易に呼びかけに反応したり、ついて行かないことが大切です。

## これが悪質商法

消費者トラブル多発警報発令中!



会場を興奮状態にして購入を勧めるので、冷静な判断ができない場合があります。不安になったら、すぐに会場を出しましょう。契約する前に家族や親しい人に相談しましょう。こつした会場へは近づかないことが何よりです。

### アドバイス

羽毛布団、家庭用電気治療器具、磁気マットレス、健康食品など

### おもな商品・サービス

日用品や食料品の大安売り、あるいは〇〇説明会の名目で人を集め、無料配布や早い者勝ちの格安販売といった方法で会場を興奮状態におとしつけ、巧みな話術で高額な羽毛布団や磁気ネックレスなどを売りつける商法です。人を催眠状態におとしつけ商品を売りつけることから、催眠商法と呼ばれ、最初にこの商法を行った業者をよこつてSF商法ともいわれています。

### 催眠(SF)商法

### ポイントメント商法

電話や手紙で「すばらしい景品が当たったので受け取りに来てください」、「お会いして話したい」などと言って、喫茶店や営業所に呼び出し、長時間にわたって説得を行い、強引に高額な商品売りつける商法です。

### おもな商品・サービス

アクセサリー、学習教材、絵画、割引サービス、各種会員権など

### アドバイス

言葉巧みに強引に商品売りつけられます。内容のはっきりしない電話や手紙の誘いには乗らない方が賢明です。誘われてもはっきりと断ることが大切です。

### デート商法

アポイントメント商法の中でも、異性間の恋愛感情を利用したものを「デート商法」ともいいます。携帯電話やインターネットの出会い系サイトを利用した手口の被害が続出しています。

デート商法の場合、すぐに営業所などに連れて行かず、親しく恋人のように装い、相手をその気にさせてから、高額な商品を契約させます。

### おもな商品・サービス

アクセサリー、貴金属、絵画など

### アドバイス

恋人などといった断りきれないようにして契約させようとしています。その場の雰囲気巻き込まれず、冷静な



## 資格商法

電話やダイレクトメールでこの講座を受ければ、国家資格の〇〇士の資格が簡単に取れる「などと誘い、高額な代金を振り込ませませす。しかし、全く講座を開かなかつたり、簡単なテキストだけを送るだけの商法です。

### おもな商品・サービス

行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、旅行業取扱主任者、宅地取引主任者などの資格を取得するための講座や教材

### アドバイス

曖昧な返事をしていくと、承諾したと勝手にみなして会員証や教材を送りつけて代金を請求される場合があります。また、断りつくとおどされたり、しつこく何度も勧誘電話がかかつたりします。はっきりと拒絶することが大切です。

特定商取引法では、電話勧誘から消費者を保護するため、①契約しない



会社は困ります...

講座を受けたら簡単に社会保険労務士になれますよ...

資格?

## かたり商法

「消防署の方から消防器の点検にきました」「郵便局の指導でこの表札を取りつけることになりました」などと、まるで役所から来たような、まぎらわしい言い方で服装で、商品を売りつける商法です。

### おもな商品・サービス

消火器、ガス警報器、表札、電話機など

### アドバイス

それぞれの家庭へ置くことや設置することが規則で義務づけられていると偽って売るケースが多いようです。消防署の方からなどと、役所を思わせる口ぶりを聞いた時は、どこに所属する人なのか、きちんと確認するよう心しましょう。

## 点検商法

トイレファンや屋根瓦の点検などと書いて家庭を訪問し「トイレファンが古くなってこのままでは火事になる」とか「瓦がゆるんで雨もりで家がぐたぐたします」などと危険であることを告げ、不安感を起こさせて商品などを売りつける商法です。

### おもな商品・サービス

白アリ駆除、床下換気扇、屋根工事、浄水器、水道点検など

### アドバイス

悪質業者の多くが「無料」といって言葉で安心させて点検を行います。

と意思表示した消費者への再勧誘の禁止、②契約させるための虚偽の説明の禁止、③契約させるために消費者を威迫したり困惑させたりする行為の禁止などを規制しています。

## 次々商法

以前、資格商法の被害にあった人のデータが悪質業者に出回り「あなたが受けた講座が修了していない、追加講習が必要」「資格を取得するまでは契約は終わらない」などと、契約が継続しているかのように説明したり、新たな講座を次々に勧めたりする二次被害が多発しています。

### アドバイス

契約は完結しているので、追加講習を受ける必要も解約料を払う必要もありません。きせんとした態度で断りましょう。

## 名簿抹消商法

資格取得の電話勧誘が頻繁にかかる人に対し、データ管理会社や公的機関と名乗り「勧誘を止めることができない」と会員登録を勧め電話がかかってくる場合があります。名簿データを削除する手数料などとして、高額な代金を振り込ませませす。

### アドバイス

資格取得勧誘会社とつながっている可能性が高いので、話に乗ってはいけません。

## 見本工事商法

「見本工事だから割り引きします」「モニターとしてモデル工事を」などと持ちかけ、得な気分にならせて工事を売り込む商法です。

### おもな商品・サービス

太陽熱温水器、外壁工事、ベランダ、テラス、サンルームなど

### アドバイス

割引料金どころか、むしろ通常価格より割高なケースがあります。また、さまざまな工事や安全性に問題のあるケースが多くあります。契約するときは、ほかの業者に見積りをしてもらったり、家族や知人に相談してから決めましょう。



地震がくると家が傾きますよ。倒壊の可能性もあります。

このままでは非常に危険ですよ。

## 内職商法(業務提供誘引販売)

電話や新聞の折り込みチラシで「自宅で簡単にできて高収入」「サイドビジネスに最適」などと甘い言葉で消費者を勧誘し、内職に必要な道具やパソコンなど高額な機器を売りつけたり、契約料を支払わせる商法です。

### おもな商品・サービス

パソコン、ホームページ作成、宛名書き、チラシ配りなど

### アドバイス

多くの場合、仕事の紹介がなく収入にならずに購入した機器や教材の支払いだけが残ります。信用できる事業者かどうかをよく確認することが大切です。初心者が簡単に高収入を得られることは、まずありませんので十分注意が必要です。

## マルチ商法(連鎖販売取引)

「会員になって、新たに購入者を紹介したら高い手数料をさしあげます」などとリベートを工々に、消費者を次々に販売員に仕立て組織を拡大していきます。法の規制を巧みにかわして誘い、その実態は高額な商品を売りつけ、暴利を得る商法です。

### おもな商品・サービス

健康食品、台所用用品、浄水器、下着類、化粧品、宝飾品など

### アドバイス

もつて話につられて加入しても、多くの場合、思うように加入者を獲得

## ネズミ講

後から組織に加入した者が支出した金銭を先に加入した者が受けとる配当組織で、商品の販売などを行わず、単に金銭や有価証券等の配当により無限に増加します。無限連鎖講の防止に関する法律によって開設・運営・勧誘の一切が禁止されています。

### アドバイス

インターネットや電子メールを利用して勧誘するケースが増え、広範囲、瞬時に広がる危険性があります。



えっ……! 返品できない!

# 悪質商法 セールスマン 撃退10カ条

### 第1条 『何の用?』

「しつかり聞こう、身分と用件」悪質業者は、自分を偽ったり販売の意図を隠したりする場合があります。少しでも不審に思ったことは、どんどん聞いて、相手のペースにはまらないことが大切です。

### 第2条 『おかしい!?』と

「思ったらドアを閉める」悪質業者は、家の中に入りこむスキを狙っています。いったん入りこんだら何時間もしつこく勧誘します。うかつに、セールスマンを家に入れないようにしましょう。

### 第3条 『もうかります...』

「そんな言葉に用心」うまい話は世の中にそんなにあるものではありません。うますぎる話は悪質商法と疑ってかかりましょう。

### 第4条 あやしいぞ!

「人のふとところ聞く業者」悪質業者は、預貯金を根こそぎしほり取ろうと狙っています。自慢気に財産の話などを他人にしないようにしましょう。

### 第5条 勇気出し、ハッキリ

「言おう! いりません!」中途半端な態度や優柔不断な対応は相手につけ込まれるだけです。悪質業者には、きせんとした態度を示しましょう。

### 第6条 しつこいな...

「そんな相手は110番」しつこく勧誘されたので、つい根負けして契約してしまったという人がいます。あまりしつこいときは、110番しましょう。

### 第7条 迷ったら...

「一人で悩まず、まず相談」セールスマンの言うことをうのみにして契約するのは後悔のもとです。第三者の意見にも耳を傾けるようにしましょう。

### 第8条 サインした後で

「しまった...」もう遅い」悪質業者は、口で言うことと契約書に書いてあることが、全然違ってきます。サインは、よく契約書を読んでからにしましょう。

### 第9条 契約しても

「お金は後払い」契約してその場で全額を払ってしまうと、後で解約できなくなる場合があります。お金を払うのは、品物が本当に必要なものか、冷静に考えた後にしましょう。

### 第10条 あなた自身です!

「自分の財産守るのは自分」相手はダマシのフコ、決して油断できません。大切なあなたの財産を守るのはあなた自身です。賢い消費者としての知識を身につけてください。

## 被害にあったら...

# すぐにクーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などは、セールスマンから不意打ち的に強く勧誘されるため、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま、つい契約してしまいがちです。しかも、詐欺や錯誤などの不当な勧誘方法を消費者側で明らかにすることが困難なため、なかなか救済されません。

クーリング・オフは、消費者に一定の期間、その契約が本当に必要かどうかを考え直す機会を与える制度です。  
万が一、悪質商法の被害にあったときは、早めにクーリング・オフを利用するなど、次のような対応を心がけてください。

### クーリング・オフとは?

クーリング・オフ(無条件解約)制度とは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引引きについては、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定の期間内であれば、消費者は販売業者に対し、理由なしで一方的に申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度です。

このとき、損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はなく、無条件で解約できます。すでに頭金や申し込み金を支払っている場合は、その全額を

返してもらえます。また商品を受け取っている場合は、その引き取りに必要な費用は、すべて販売業者の負担となります。施工済みの工事についても事業者の負担で元の状態に戻されます。

### クーリング・オフが できる契約・期間

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売など店舗外で積極的勧誘する契約だけでなく、消費者が店舗に出かけて契約した場合でも、高い利益が得られるかのような誘惑的な取り引きや高額で複雑な契約にも認められて

### クーリング・オフが できないとき

- クーリング・オフの期間を過ぎてしまった場合
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使用したり、一部を消費した場合
- 消費者の方から自宅で契約したいと販売業者を呼び寄せた場合
- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- 事業のために商品等を購入した場合
- 商品が乗用自動車の場合
- 通信販売で商品を購入した場合

実際にクーリング・オフの対象になる契約かどうかは、市役所商工観光課または山口県消費生活センターにお問い合わせください。

### クーリング・オフは 必ず書面です!

クーリング・オフの方法  
クーリング・オフは理由を告げる必要はありません。通知書には、契約日や商品名、「契約を解除します」という内容が書いてあればよく、消費者が自分で通知することができます。(記載例参照)

#### 書面による通知

クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。電話や面談で告げただけでは、後になって「連絡を受けていない」「解除する」という内容ではなかった」「行使期間を過ぎていた」などと水掛け論になる恐れがあるためです。

#### 契約解除通知

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇円  
担当者氏名 〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日  
〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表責任者 様

〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社  
代表責任者 様

### クーリング・オフ 契約解除通知 【記載例】



また、クーリング・オフの書面を普通郵便で出しただけでは「郵便を受け取っていない」という争いも予想されるので、必ず通知書の「コピーを残し、その上で郵便局の窓口で『配達記録』か『簡易書留』の方法で出しましょう。月賦払い契約の場合には、クレジット(信用販売)会社にも同じものを送付しましょう。

#### 内容証明郵便の出し方

最も確実な方法は「内容証明郵便」で出すことです。内容証明郵便は3枚1組の内容証明郵便用紙(文房具店で販売)に通知内容を書き、業者あての封筒(開封したまま)とともに郵便局の窓口へ提出します。窓口では、3通の文面の同一性を確認し、1通を業者に発送、1通を郵便局で保管、1通を差出人に返還します。

#### クーリング・オフ一覧

取引形態	期間	適用対象
訪問販売・電話勧誘販売	8日	店舗外での指定商品・権利・サービスの契約(3,000円未満の現金取引を除く)
マルチ商法	20日	マルチ商法による取引(店舗契約を含む)すべての商品・権利・サービスの契約
特定継続的役務提供	8日	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師の継続的契約(店舗契約を含む)
内職・モニター商法	20日	内職・モニター商法による取引(店舗契約を含む)すべての商品・権利・サービスの契約
クレジット契約	8日	店舗外での指定商品・権利・サービスのクレジット契約
宅地建物契約	8日	店舗外での宅地建物の売買契約 宅地建物取引業者が売主になるもののみ
海外商品先物取引	14日	店舗外での指定市場商品の売買注文
現物まがい商法	14日	指定商品の3カ月以上の預託取引(店舗契約を含む)
投資顧問契約	10日	投資顧問契約(店舗契約を含む)
商品ファンド契約	10日	商品投資契約(店舗契約を含む)
ゴルフ会員権契約	8日	50万円以上のゴルフ会員権の新規販売契約(店舗契約を含む)
保険契約	8日	店舗外での契約期間が1年を超える生命保険損害保険契約

- 期間の起算日は「契約書が交付された日」または「クーリング・オフの告知の日」からで、いずれも初日を算入します。ただし、海外先物取引は初日を算入しません
- 上記以外の取引形態による場合などクーリング・オフの詳細については、市役所商工観光課または山口県消費生活センターにお問い合わせください

います。  
ここでは、代表的な取引形態について、クーリング・オフができる期間と対象を紹介しています。

なお、契約書類等にクーリング・オフについての記載がなければ、クーリング・オフ期限はありません。いつでも無条件で解約することができます。

これを保管しておけば、業者に送った郵便の内容と発信日が郵便局によって証明されるので争いの余地がありません。

#### 行使期間に注意

クーリング・オフは行使期間が限られており、取引形態により期間が異なるので注意が必要です。  
クーリング・オフは期間内に通知書を発信(消印の日付が期間内であれば有効)すればよく、販売業者に届くのが期間経過後になっても差しつかえありません。

### 困ったときは、 早めに相談を

期間が過ぎたり、条件が満たされなかったりして、クーリング・オフができない場合でも、話し合いなどによって解決できることがあります。  
簡単にあきらめず、できるだけ早く市役所商工観光課または山口県消費生活センターにご相談ください。

#### 市役所商工観光課 商工係

TEL 23-11136

#### 山口県消費生活センター

TEL 083-924-0999

(消費者相談専用電話)

ホームページ

http://www.pref.yamaguchi.jp/gyousei/kenmin/top-page.htm

(相談事例など消費生活情報)